令和２年度自動車関連産業重点強化支援事業費補助金

**（生産体制強化重点支援事業）**公募要領

　岩手県では、岩手県内での自動車部品等の供給網（サプライチェーン）の強化を図るため、「自動車関連産業重点強化支援事業」を実施することとしており、その補助金の交付申請に必要となる「事業計画」について、以下のとおり公募を行います。

**１　事業の目的**

この事業は、岩手県内での自動車部品等の供給網（サプライチェーン）の強化を目的としており、県内ものづくり中小企業が、自動車部品等の新規受注又は取引拡大を目的とした企業グループの構成員として、自動車部品等の製造又は設計に関連する設備等の整備及びそれに伴う研究開発を行う場合に要する経費の一部を補助するものです。

※「自動車部品等」とは、以下のものをいいます。

①　自動車部品

②　自動車又は自動車部品を製造するために必要な設備及び治工具

③　①及び②に類するものとして知事が適当と認めたもの

**２　補助対象者**

　　認定企業グループの構成員である**県内ものづくり中小企業**とします。

※　なお、「認定企業グループ」とは、自動車部品等の製造及び受注を目的とし、県内ものづくり中小企業を含む複数の企業から構成されるグループで、あらかじめ知事から事業計画が適当である旨の認定を受けたものとします。

認定手続きの詳細については、「７ 事業スキーム」「８ 応募手続き」でご説明します。

○　「県内ものづくり中小企業」とは、ものづくり基盤技術振興基本法（平成１１年法律第２号）第２条第２項に規定するものづくり事業者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者であること。

イ　岩手県内に製造事業所を有すること。

**【参考１】**

**ものづくり基盤技術振興基本法（抜粋）（平成１１年法律第２号）**

（定義）

第二条 　この法律において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう。

２　　この法律において「ものづくり基盤産業」とは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種（次条第一項において「製造業等」という。）に属するものとして政令で定めるものをいい、「ものづくり事業者」とは、ものづくり基盤産業に属する事業を行う者をいう。

**ものづくり基盤技術振興基本法施行令（抜粋）**

（ものづくり基盤技術）

第一条 　ものづくり基盤技術振興基本法 （以下「法」という。）第二条第一項 の政令で定める技術は、次のとおりとする。

1　設計に係る技術 　2 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術 　3 圧延、伸線及び引抜きに係る技術 　4　研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術 　5　整毛及び紡績に係る技術 　6　製織、剪毛及び編成に係る技術 　7　縫製に係る技術 　8　染色に係る技術　　9　粉砕に係る技術 　10　抄紙に係る技術 　11　製版に係る技術 12　分離に係る技術 　13　洗浄に係る技術 　14　熱処理に係る技術　　15　溶接に係る技術　　16　溶融に係る技術　　17　塗装及びめっきに係る技術　　18　精製に係る技術　　19　加水分解及び　　20　発酵に係る技術　　21　重合に係る技術　　22　真空の維持に係る技術　　23　巻取りにかかる技術　　24　製造過程の管理に係る技術　　25　機械器具の修理及び調整に係る技術　　26　非破壊検査及び物性の測定に係る技術

第二条 　法第二条第二項 の政令で定める業種は、次のとおりとする。

1　製造業（前条各号に掲げる技術を主として利用するものに限る。） 2　自動車整備業 　　3　機械・家具等修理業

4　ソフトウェア業 5　情報処理・提供サービス業（情報処理サービス業を除き、工業の科学技術に関する研究開発に係る情報の提供を行うものに限る。） 6 デザイン業 7　機械設計業及びエンジニアリング業 8　研究開発支援検査分析業

9　理学研究所及び工学研究所（それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。）

* 次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者（以下、「みなし大企業」という。）は、補助対象者から除きます。

　(1)　発行済み株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有していること

　(2)　発行済み株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有していること

　(3)　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めていること

* 企業グループについて

・構成員に大企業（みなし大企業含む）が一部入ることは妨げません（ただし、大企業（みなし大企業含む）は補助金の交付を受けられません）。

・補助金の交付を受けない中小企業者を構成員とすることができます。

**【参考２】**

**中小企業基本法（抜粋）（昭和３８年法律第１５４号）**

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 　この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

**３　補助対象事業**

認定企業グループの構成員である県内ものづくり中小企業が実施する、自動車部品等の製造又は設計に関連する**設備等の整備**及びそれに付随する研究開発事業

**４　事業期間**

　　交付決定日から令和３年２月28日までとします。

* 事業の開始日は、交付決定日以降となることに留意してください。

**５　補助対象経費**

　　補助対象事業に要する経費で、以下に掲げるものを対象とします。

　　なお、交付決定日前に着手したものについては、補助の対象外としますので、ご留意ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 内容 |
| (1) 機械装置費 | 機械装置の購入、製作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 |
| (2) 工具器具費 | 工具器具の購入、製作、改良、借用又は修繕に要する経費 |
| (3) 原材料費 | 補助対象事業に必要な試作品の開発等に使用する原材料及び副資材の購入に要する経費 |
| (4) 技術指導費 | 設備等の整備及び研究開発に必要な技術的な助言及び指導並びに労務の提供を外部から受けるために要する経費 |
| (5) 教育研修費 | 設備等の整備及び研究開発に必要な教育研修の実施に要する経費 |
| (6) 委託費 | 補助対象事業に必要な原材料の再加工、設計、分析及び検査等を外部に委託するために要する経費 |
| (7) 運搬費 | 設備等の整備に必要な運搬料等の支払いに要する経費 |
| (8) その他、知事が特に必要と認める経費 |

**注）消費税及び地方消費税は、補助対象外となります。**

**６　補助率、補助限度額**

　(1)　補　助　率：補助対象経費の１０分の１以内（千円未満切り捨て）

　(2)　補助限度額：１企業１件当たり１，０００万円

　　　　　　　　　 　なお、補助の下限額は、１００万円とします。

**７　事業スキーム**

　　まず、企業グループの事業計画を提出いただきます。県から事業計画の認定を受けたうえで、その後、認定企業グループに属する企業（補助事業者）が個別に補助金交付を申請することになります。

①　公募

企業グループ

岩手県

②　グループ計画書申請

④　グループ計画認定（＝事業採択）

補助事業者

 ⑤　補助金交付申請

⑥　補助金交付決定

 （⑥-1　概算払等請求）

（⑥-2　概算払等）

⑦　完了・実績報告

⑧　完了検査・補助金額確定通知

⑨　請求

⑩　補助金支払い

③　審査

審査会

**８　応募手続き**

(1)　募集期間

　　　令和２年４月１日（水）から　令和２年10月30日（金）まで

※申請の受付は、募集期間中継続して行います。

　(2)　申請スケジュール等

　毎月の末日（末日が休日等の場合はその前日）を月ごとの締切とし、その締切ごとに審査のうえ、事業認定を行います。認定の目安は月ごとの締切後約１ヵ月です。

　なお、予算額に達した場合は、その時点で募集を終了することがあります。

（参考）４月分締切：令和２年４月30日（木）

(3)　申請者

　　　企業グループの代表法人（企業）が申請してください。

　　　（同一グループ内で、補助金の交付を受けようとする者が複数いる場合は、いずれかの企業が代表して申請してください。）

　(4)　提出書類

1. 次の書類を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 部数 |
| ⅰ 自動車関連産業重点強化支援事業（生産体制強化重点支援事業）企業グループ事業計画認定申請書 | 別紙様式 | １部 |
| ⅱ 企業グループ事業計画書 | 別紙１ | １部 |
| ⅲ 構成員別補助事業計画書　※構成員ごとに作成 | 別紙２ | １部 |
| ⅳ 収支予算書　　　　　　　※構成員ごとに作成 | 別紙３ | １部 |
| ⅴ 定款（写し） |  | １部 |
| ⅵ 決算書の写し（直近２期分） |  | １部 |
| ⅶ 会社概要資料（パンフレット等） |  | ３部 |
| ⅷ 事業費の根拠を証する書類（見積書の写し等）※単価50万円以上の機械、器具、備品等にかかるものに限る。 |  | １部 |

 　 注）ⅲ～ⅷについて、補助金の交付を受けない構成員にかかるものは提出不要です。

　　②　書類の体裁等

　　　　書類はA4版に片面印刷し、クリップ止めしてください。（ホチキスは使用不可）

　　③　備考

* 提出された書類等は返却しませんので、ご了承ください。
* 提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

 (5)　提出先

次の提出先に郵送又は直接持参により提出してください。

【提出先】**岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室**

**〒020-8570　岩手県盛岡市内丸１０－１**

※県庁舎２階の東側（県公会堂側）です。（電話：019-629-5566）

※郵送で提出する場合には、封筒の表に「自動車補助金計画書在中」と朱書きしてください。

**９　補助対象事業の採択**

　(1)　県が別途定める審査要領に基づき、書類審査等の方法により点数評価を行ったうえで、予算の範囲内で補助対象となる事業計画を認定します。

　(2)　審査会においては、主に次の項目について審査します。

　　①　グループの特徴

県内の自動車部品等のサプライチェーンにおける当該グループの役割や重要性など

②　グループの構成企業

グループ内における各構成企業の役割や参画割合など

③　事業概要

目的の明確性、新規受注・取引拡大の有望性など

　　④　事業計画

事業内容と収支計画との整合性、スケジュール・実施体制の適切性など

　　⑤　その他

県施策との適合性など

　(3)　認定案件の決定後、応募者全員に対して、認定の可否の結果を文書にて通知します。

**１０　補助金の支払い**

　(1)　補助金は、補助事業終了後に実績報告書及び証拠書類（事業に要した経費に係る請求書・領収書等）を提出いただき、検査による確認を経たうえで交付します。

　　　 このため、補助対象物件の支払いにあたっては、補助金が支払われるまでの間、立て替えて支払う必要があります。

　(2)　必要に応じて、一部概算払い等を行う場合があります。

**１１　補助事業者の義務**

　　本事業の交付決定を受けた場合には、以下の条件を遵守していただきます。

　(1)　交付決定を受けた後、経費の配分若しくは内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

　(2)　補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、事前に報告して指示を受けなければなりません。

　(3)　知事から指示があった場合には、補助事業の遂行状況について報告しなければなりません。

　(4)　補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）は、補助金請求書に知事が定める書類を添えて提出しなければなりません。

　(5)　補助事業の経理について他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理し、その収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿を補助事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の４月１日から５年間保存しなければなりません。

　(6)　補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産で、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについて、知事が別に定める期間以前に当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること）する必要があるときは、事前の承認を受けなければなりません。

＜お問合せ先＞

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

電話：019-629-5566　FAX：019-629-5569

E-mail：jidousha@pref.iwate.jp

＜お問合せ先＞

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

電話：019-629-5566　　ＦＡＸ：019-629-5569

E-mail：jidousha@pref.iwate.jp

別紙様式

　　令和　　年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業グループ代表法人

住　所

企業名

代表者(職氏名)　　　　　　　　　　　　　　印

自動車関連産業重点強化支援事業（生産体制強化重点支援事業）

企業グループ事業計画認定申請書

令和２年度において標記事業を実施する企業グループによる事業計画の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業計画名

２　事業計画に要する経費　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　補助金交付希望額 金　　　　　　　　　　　円

４　企業グループの構成企業数 社

５　事業期間

　　　　　　年　　月　　日　　～　　　　　　年　　月　　日

　　※令和３年２月28日までに事業完了すること

（添付書類）

ⅰ）企業グループ事業計画書（別紙１）

ⅱ）構成員別補助事業計画書（別紙２）

ⅲ）収支予算書（別紙３）

ⅳ）定款の写し

ⅴ）決算書の写し（直近２期分）

ⅵ）会社概要資料（パンフレット等）

ⅶ）事業費の根拠を証する書類（見積書の写し等）

別紙１

企業グループ事業計画書

１　グループの概要

|  |  |
| --- | --- |
| (1)　グループの名称 | （注）特定のグループ名称がない場合は、取り組む内容を簡潔に示すような名称を任意で記載してください。 |
| (2)　事業概要 | (注)　ターゲットとする自動車部品等の名称、事業分野を明記し、新規参入（取引拡大）に向けて実施する事業の内容を簡潔に（150字程度）記載してください。 |

２　グループの構成企業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | １ | ２ | ３ | ４ |
| 企業名 |  |  |  |  |
| 所在地（市町村） |  |  |  |  |
| 資本金 | 　千円 | 　千円 | 　千円 | 　千円 |
| 年間売上高 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|  | （うち自動車関連分） | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 主たる業種 |  |  |  |  |
| 主たる製品 |  |  |  |  |
| グループにおける役割 |  |  |  |  |

（注） １　資本金は、直近の月末時点の金額を記入すること。

２　年間売上高には、直近の事業年度における１年間の売上高を記入すること（本社が県外の場合は、グループ構成員となる県内の事業所・工場等の売上高を記入すること）。

３　グループにおける役割については、他のグループ構成員との取引関係及び協力関係について記載すること。

なお、必要に応じ、グループ全体の役割分担を明らかにした構成図（様式任意）を添付することができること。

４　５社以上の場合は、適宜、列を追加して記載すること（別紙としても可）。

３　事業内容

(1)　新規受注（取引拡大）を目指す事業分野

|  |
| --- |
| (注)　新規受注（取引拡大）を目指す自動車部品等の分野、取引先として想定される自動車関連メーカー等について具体的に記載してください。 |

(2)　企業グループを形成する目的

|  |
| --- |
|  （注)　 ターゲットとする自動車部品等について、岩手（東北）地域における取引関係等の現状（自動車関連メーカーによる部品調達の状況、県内ものづくり中小企業の参入状況）を踏まえ、自動車部品等の新規受注（取引拡大）に向けた現状における課題を挙げながら、企業グループを形成して取り組むことの必要性、メリット等について具体的に記載してください。 |

(3)　具体的な事業内容

①　事業概要

|  |
| --- |
| （注)　グループとして実施する、新規受注（取引拡大）に向けた具体的な事業内容を記載してください。その際、グループ形成によって期待される効果（例：相互補完、コスト削減、生産性向上、物流効率化等）にも言及してください。 |

②　実施体制

|  |
| --- |
| (注)　①の事業を実施するに当たり、グループの各構成企業の具体的な役割（参画内容）、責任の所在等について、企業ごとに記載してください。なお、必要に応じ、グループ全体の役割分担（参画内容）を明らかにした構成図（様式任意）を添付することができます。 |

③　実施スケジュール

|  |
| --- |
| (注)　上記の取組みについて、新規受注（取引拡大）の目標時期を明示し、それに向けた中長期のスケジュール及び今年度内のスケジュールについて時系列に記載してください。 |

４　事業効果

(1)　自動車部品等の新規受注又は取引拡大の見込み

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取引の相手方 | 自動車部品等の名称 | 年間生産数量 | 年間売上高 |
|  |  | 　　年度 | 個 | 　　年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
|  |  | 　　年度 | 個 | 　　年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
|  |  | 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |

（注）　事業実施年度以降、概ね３年間の見込みについて記載すること。

(2)　成果目標（グループ全体）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年間売上高 | 常用雇用人数 |  |  |
| 現状(　　年度) | 目標(　　年度) | 現状(　　年度) | 目標(　　年度) | 現状(　　年度) | 目標(　　年度) | 現状(　　年度) | 目標(　　年度) |
| 千円（　　　　　） | 千円（　　　　　） | 人（　　　　　） | 人（　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） |

　(注)　１　達成目標については、事業実施年度以降、概ね３年以内に達成する目標について、具体的に記載すること。

２　目標については、例示のほか、グループとして地域の雇用・経済に貢献する具体的な指標がある場合は、追加記載すること。

３　自動車関連事業に係る分については、括弧内に再掲すること。

(3)　県内で形成される自動車部品等の供給網において果たす役割等

|  |
| --- |
| (注)　本県における自動車部品等の供給網（サプライチェーン）において当該グループが果たす役割・重要性（独自の強み、製品等の数量・シェア等）、県内への経済波及効果や貢献度等について、具体的な数値を用いて記載すること。 |

別紙２

※補助金の交付を受けようとする構成員ごとに作成してください。

構成員別補助事業計画書

１　申請者

|  |
| --- |
| (1)　申請者の概要 |
|  | 名称　 |  |
| 代表者名及び役職名　 |  |
| 住所　 |  |
| 本社所在地 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(注）上記住所と同一の場合は記載不要 |
| 創業年月日 | 　　　年　　　　月　　　　日　（岩手県内での操業年数：　　　　　年） |
| 電話番号　　 |  | FAX番号　 |  |
| メールアドレス |  |
| 連絡者名及び役職名：　　 |  |
| 資本金(出資金) | 　千円　 | 従業員 | 　　人　 |
| 主たる業種 | （日本標準産業分類、中分類） |
| 主たる製品等 |  |
| (2)　経営状況　（注）直近２期分の実績を記載すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円） |
|  |  | ～ | ～ |
| ①売上高 |  |  |
|  | （うち自動車関連分） |  |  |
| ②経常利益 |  |  |
| ③当期利益 |  |  |

２　実施事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| (1)　事業計画名 |  |
| (2)　事業実施期間 | 　　　　年　　月　　日　　～　　　　　　　　年　　月　　日 |
| (3)　事業の主たる実施場所 |  |
| (4)　事業の概要 |  |

３　補助事業の内容

(1)　設備等の整備によって解決しようとする課題と解決方法

|  |
| --- |
| (注)　企業グループ事業計画において当該構成員が果たすべき役割を踏まえ、現状でどのような課題が存在し、どのようにそれを解決するのかを、「現状の製造方法」「具体的な目標」等を明確にしながら、課題解決のために必要な設備等の整備の内容が分かるように記載してください。 |

(2)　設備等の整備の具体的な取り組み内容

|  |
| --- |
| (注) 設備等の整備を行う目的・手段について、課題を解決するための工程ごとに見出しを付けつつ、不可欠な機械装置等を明確にしながら、具体的な目標及び具体的な達成手段を記載してください。　　　必要に応じて図表や写真等を用いて、具体的かつ詳細に記載してください。 |

(3)　主な工程ごとのスケジュール

　事業実施期間：　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　　年　　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組み内容 | ４月 | ５月 | 6月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　(注) (2)の「具体的な取り組み内容」に係る各工程に沿って、どのようにスケジュールを進めるのか記載すること。

(4)　実施体制

|  |
| --- |
| (注)　補助事業として行う業務内容と、それに従事する者のそれぞれが担う役割を記載した実施体制図を簡潔に記した上で、外部機関等からの技術指導を受ける場合もその内容等について言及し、設備等の整備をどのような体制で推進するのかを具体的に記載してください。 |

(5)　期待される成果

①　自動車部品等の新規受注又は取引拡大の見込み

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取引の相手方 | 自動車部品等の名称 | 年間生産数量 | 年間売上高 |
|  |  | 　　年度 | 個 | 　　年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
|  |  | 　　年度 | 個 | 　　年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
|  |  | 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |
| 年度 | 個 | 年度 | 千円 |

（注）　事業実施年度以降、概ね３年間の見込みについて記載すること。

②　成果目標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年間売上高 | 常用雇用人数 |  |  |
| 現状(　　年度) | 目標(　　年度) | 現状(　　年度) | 目標(　　年度) | 現状(　　年度) | 目標(　　年度) | 現状(　　年度) | 目標(　　年度) |
| グループ全体 | 千円( ) | 千円( ) | 人( ) | 人( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |
|  | うち補助事業者 | 千円( ) | 千円( ) | 人( ) | 人( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |

　(注) １　指標名及びグループ全体の数値は、企業グル―プ事業計画書から移記すること。

２　自動車関連事業に係る分については、括弧内に再掲すること。